

吹田市森林整備計画について

1 市町村森林整備計画

《森林法第十条の五 第一項（抜粋）》

市町村は、その区分内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごと、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

《森林法第十条の五 第四項》

市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

2 吹田市森林整備計画

(1) 計画期間

(現行) 平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(次回) 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

5年ごと、10年を1期とするため、来年度からの計画を策定する。

(2) スケジュール

月	大阪府	吹田市
8月		8/29 市町村整備計画策定説明会
9月	大阪地域森計画（案）作成	
10月	公告縦覧	
11月	森林審議会	
12月	農林水産大臣協議 大阪地域森林計画決定	吹田市森林整備計画（案）作成
1月		学識経験者（※）の意見聴取 公告縦覧
2月		府と協議
3月		府協議終了 吹田市森林整備計画決定

※ 大阪府北部農と緑の総合事務所の府職員（准フォレスター（林業改良普及員））を予定。

(3) 本市の森林の区域（現状）

ア 伊射奈岐神社風致保安林（0.50ha）

イ 垂水神社風致保安林（0.86ha）

ウ 素盞烏尊神社風致保安林（0.48ha）

3 今回の制度の主な変更点（新設）

「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正について（平成30年12月20日付け30林整計第710号林野庁長官通知）による変更

ア 森林経営管理制度活用（※）に関する事項

本市の森林区域については、森林所有者（各神社）と協議の上、適切な処置を講ずる。但し、本市の森林区域のほとんどが、「風致保安林」に指定されており、神社と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林であるため、森林経営については現時点で該当せず。

イ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林施業の作業路や施設整備等に関する内容の記載をする。

→該当なし（現計画においても「該当なし」）

ウ 鳥獣害防止森林区域及び該当区域における鳥獣害の防止方法

大阪府内で鳥獣害防止森林区域を設定する市町村は、能勢町と豊能町のみ。

※ 森林経営管理制度とは

「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。